

☆「再就職先の企業型確定拠出年金」への移換の流れ

ステップ1	<本人> 再就職先に照会	・本人が、再就職先(移換先)の担当部署に確定拠出年金を実施しているかどうかを照会する。 実施していれば移換が可能。
ステップ2	<本人> 「移換申出書」を入手	・入社後、本人が再就職先の担当部署から「(企業型確定拠出年金用)厚生年金基金・ 確定給付企業年金 移換申出書／移換可否決定通知書」を入手する。
ステップ3	<本人> 移換を申出	・確定拠出年金用口座が開設された連絡を受けてから、「移換申出書」に必要事項を記入し、 所定の期限内にパナソニックオペレーションナルエクセレンス(株)企業年金室に提出する。 ※所定の期限 退職日(資格喪失日)から1年以内
ステップ4	<企業年金室> 移換申出を受付	・企業年金室で受け付けし、所定の期限内かどうか確認する。 ※期限を経過していたため移換不可の場合 移換不可として「移換可否決定通知書」を作成し、本人に返送する。 ・年金受給権がない方:一時金で受取り 年金受給権がある方:60歳まで据置 ・期限内であれば、移換可として「移換可否決定通知書」を作成し、再就職先の記録関連 運営管理機関に提出する。 <主な記録関連運営管理機関> ▶日本レコード・キーピング・ネットワーク(株)(NRK) ▶日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)(JIS&T)
ステップ5	<パナソニックグループDB> 資産を移換	・パナソニックグループDBと記録関連運営管理機関とで本人の資産(脱退一時金相当額)の 移換手続きを行う。 ・本人の資産をパナソニックグループDBから再就職先の資産管理機関に移換(振込み)する。
ステップ6	<本人> 運用を開始	・本人が、再就職先の確定拠出年金で、移換された資産の運用を行う。(運用商品を選ぶ。 再就職先で加入した確定拠出年金に拠出する毎月の掛金と同じ内容でも可。)